

酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例に基づく勧告違反者の公表内容

勧告違反者	氏名又は名称	住宅店舗のオフィス有限会社山本不動産
	代表者の氏名 (法人の場合)	山本 和充
	主たる事務所の所在地 (法人の場合)	名古屋市中区新栄三丁目7番7号
公表年月日	平成 30 年 5 月 25 日	
勧告内容	酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例第3条に規定する特別区域内において、貴法人が酒類提供等営業者に提供する建物で、再び同条例第20条第2項（第6号に係る部分を除く。）の罪に当たる違法な行為を用いた酒類提供等営業の用に供させないために必要な措置を講じてください。	
根拠法令	酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例第15条第2項	
公表者	愛知県公安委員会	